

山形広域環境事務組合議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔昭和44年8月
共衛条例第2号〕

改正 平成4年1月共衛条例第1号 平成7年2月山広環条例第8号

山形広域環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事項については、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山形市条例第42号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平4条例1、平7条例8・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月30日から適用する。

附 則 （平成4年1月改正）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年2月改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。